

## Client Alert

March 2024

### 国際仲裁アップデート No. 17

#### 日本企業のための、グローバルにおける仲裁関連の最新情報

#### 目次

1. イングランド及びウェールズ、新仲裁法成立へ
2. アイルランド、国際仲裁の第三者資金提供を容認
3. UNCITRAL、国際投資仲裁における仲裁人の行動規範を採択

本アラートでは、イングランド及びウェールズにおける新仲裁法の成立、アイルランドにおける第三者資金提供の容認、並びに UNCITRAL による国際投資紛争における仲裁人行動規範の採択の3つのトピックを取り上げる。

#### 1. イングランド及びウェールズ、新仲裁法成立へ

イングランド及びウェールズには、世界で最も好まれている仲裁地ロンドンがあるが、同地域では、新仲裁法が成立する。<sup>1</sup>

英国法委員会（UK Law Commission）は、イングランド及びウェールズの法が趣旨に沿い、かつ時代に合ったものであるかどうかを確認することを任務とする独立機関である。同委員会は、1996年仲裁法を改革することの勧告を含む最終報告書を発表した。

協議段階において、「根本的な改革」は必要でも望まれるものでもないという話し合いがされた後、同委員会が発表した最終報告書においては、いくつかの新たな取組と若干の修正が勧告されている。

提言内容の一部を紹介する。

- 当事者が明示的に別段の合意をしない限り、仲裁地の法が仲裁合意の準拠法になるという新たな規定

従前、イングランド及びウェールズの判例法は極めて複雑で、不確実性をもたらすものであった。<sup>2</sup> 今回の改正により、待ち望まれていた明確性がもたらされることになる。

明確化のため、上記デフォルトルールは、新仲裁法施行後に開始されるすべての仲裁に適用されるものと定められている。

- 仲裁人の法定開示義務

今日まで、仲裁人の公平性に関して正当な疑念を合理的に生じさせうるような状況について、仲裁人の開示義務が成文化されたことはなかった。

新仲裁法はこの問題に直接の手当をする。すなわち、同法は、仲裁人が、上記正当な疑念を生じさせうる事由を実際に知っているか、合理的に知るべきであるといえる場合には、これを開示しなければならないと定める。

- 仲裁人の辞任及び解任申立に関する仲裁人の免責の拡大

今回の改正においては、（辞任が不合理であると証明された場合を除き）仲裁人が辞任に関して責任を負わないこと、及び（仲裁人の悪意ある行為が証明された場合を除き）仲裁人が解任申立に関する費用について責

<sup>1</sup> [Arbitration Bill - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/118444/Arbitration_Bill_-_GOV.UK_(www.gov.uk).pdf) 参照。

<sup>2</sup> 例として、*Enka v Chubb* [2020] UKSC 38 参照。



任を負わないこと、を定めることにより、現行法下での課題が解決されている。

かかる変更は、仲裁人と当事者双方にとっての公平性の観点から、適切なバランスをとろうとするものであるように思われる。

- **新たな略式棄却の権限**

この権限により、当事者の請求・抗弁・論点が「認められる現実的な見込みがない」場合には、略式的に主張を棄却することができるようになる。

かかる手続は、イングランド及びウェールズの裁判所において訴訟を提起すれば、一定の救済が得られることを前提にしている。

- **仲裁人が実体法上の管轄権を有しないことを理由とする異議申立についての枠組みの改正**

現行法では、当事者は実体法上の管轄権がないことを理由に仲裁判断の異議申立をすることができ、法廷で、尋問がすべてやり直されることになる。

しかし、新仲裁法の下では、あらゆる異議申立は審査の形のみで判断されることとなり、尋問がすべてやり直されることはない。

新仲裁法の成立により、英国政府は、「仲裁合意の準拠法を明確化し、裁判所の補助権限を強化し、より迅速な紛争解決を推進すること」を目指している。<sup>3</sup>

## 2. アイルランド、国際仲裁の第三者資金提供を容認

第三者資金提供（Third Party Funding, TPF）とは、仲裁の当事者ではない第三者が、合意された見返りと引き換えに、当事者に資金提供をすることをいう。典型的には、当事者の訴訟費用や仲裁に関して発生した費用が、資金提供の対象となる。

第三者資金提供は、今や極めて発達しており、多額の投資が行われている。例えば、2020年には、世界の TPF 市場は約 112 億米ドルであった。<sup>4</sup>

アイルランドでは、2023 年裁判所及び民法（雑則）に関する法律（Courts and Civil Law (Miscellaneous Provisions) Act）が 2022 年 7 月 5 日にアイルランド大統領によって署名され、成立した。

本法案により、2010 年仲裁法に 5(A) という新しいセクションが追加され、同節により、国際商事仲裁や関連する調停、訴訟手続きにおいて、第三者資金提供が容認されることになる。

従前は、ほとんどすべての、訴訟に関する第三者資金提供は、メンテナンス（maintenance）やシャンパリティ（champerty）という歴史的な犯罪や不法行為として禁止されていた。今やメンテナンスやシャンパリティは、広く時代遅れであると考えられている。

<sup>3</sup> [Arbitration Bill - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/115443/Arbitration_Bill_-_GOV.UK_(www.gov.uk).pdf) 参照。

<sup>4</sup> [Europe's share of litigation funding market set to grow as ESG and human rights fuel cases, report finds - The Global Legal Post](https://www.thegloballegalpost.com/news/europe-share-litigation-funding-market-set-grow-esg-human-rights-fuel-cases-report-finds) 参照。

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



Yoshiaki Muto  
Partner  
+81 3 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



Takeshi Yoshida  
Partner  
+81 3 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



Dominic Sharman  
Counsel  
+81 3 6271 9496  
[dominic.sharman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.sharman@bakermckenzie.com)



Eitaro Hirose  
Associate  
+81 3 6271 9437  
[eitaro.hirose@bakermckenzie.com](mailto:eitaro.hirose@bakermckenzie.com)

新設されたセクション 5A(4)は、法務大臣が、資金提供者と資金受領者の関係の透明性確保等、第三者資金提供契約に関する基準を定めることを認めている。

### 3. UNCITRAL、国際投資紛争における仲裁人の行動規範を採択

国際投資紛争とは、国際投資協定の一方の締約国の投資家が、協定のもう一方の締約国であって、投資先の国でもある国（ホスト国とも呼ばれる）に対し、請求をする紛争をいう。<sup>5</sup>

近年、日本の当事者は、スペイン王国に対し、再生可能エネルギーに関連する複数の請求を行っている。さらに、2023 年には、日本は、今までにされた唯一の請求、すなわち、香港と日本の二国間投資協定に基づき提起された、香港の当事者による請求に直面した<sup>6</sup>。

ウィーンで開催された第 56 回年次総会において、UNCITRAL は、国際投資紛争における仲裁人の行動規範（Code of Conduct for Arbitrators in International Investment Disputes）を採択した。この規範は、6 年以上にわたる、UNCITRAL と ICSID 事務局による共同プロジェクトを経て、策定されたものである。<sup>7</sup>

行動規範の一部を紹介する。

- 独立性・公平性確保の義務を強化
- ダブルハット（ある事件では仲裁人として、別の事件では代理人や専門家として関与すること）の実務を規制
- 具体的な開示要件を規定

同行動規範は、秘密保持に関する義務、妥当な報酬と費用、そして仲裁廷の補助者の役割と義務についても定める。

適用に関し、同行動規範は、当事者の同意または仲裁の根拠規定となる投資協定における要件に基づき、投資仲裁手続に適用されることになっている。

\*\*\*

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。。

<sup>5</sup> [Briefing European Parliamentary Research Service\(europa.eu\)](https://briefing.european-parliamentary-research-service.europa.eu/) 参照。

<sup>6</sup> <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement/cases/1194/shift-energy-v-japan>

<sup>7</sup> [UNCITRAL Arbitration Rules \(With new article 1, paragraph 4, as adopted in 2013, UNCITRAL RUIes on Transparency in treaty based Investor-State Arbitration\)](#) 参照。